

(別表) 学校法人 海星女子学院 役員報酬及び役員手当等 (2021年4月1日適用)

番号	職名	条件	役員報酬及び役員手当等	交通費	備 考
①	理事長	本法人の専任教職員でない場合	月額 500,000円～800,000円 (年間12カ月)	※実費支給	※ 執務日数、業務内容、責任範囲を勘案し、理事会で決定する。
		本法人の専任教職員である場合	月額 100,000円 (年間12カ月)		
②	常務理事	本法人の専任教職員でない場合	月額 60,000円 (年間12カ月)	※実費支給	※ 常務理事会、理事会、評議員会への出席を基本業務とする。
		本法人の専任教職員である場合	月額 40,000円 (年間12カ月)		
③	理事	本法人の専任教職員でない場合	月額 15,000円 (年間12カ月)	※実費支給	※ 理事会、評議員会への出席を基本業務とする。
		本法人の専任教職員である場合	なし		
④	監事		月額 60,000円 (年間12カ月)	※実費支給	※ 常務理事会、理事会、評議員会への出席を基本業務とする。
⑤	評議員	本法人の役員あるいは専任教職員でない場合	日額 10,000円 (源泉税加算)	※実費支給	※ 評議員会への出席に対して支給する。
		本法人の役員あるいは専任教職員である場合	なし		

※ ①、②及び③について重ねて支給することはしない。